

大 阪 市

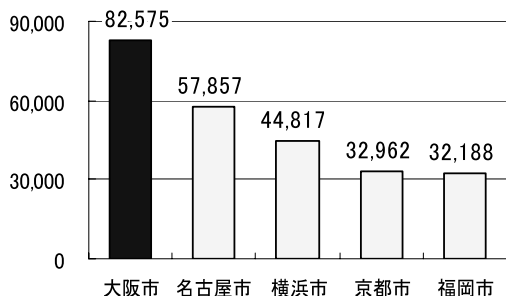
政令指定都市ワースト1の返上に向けて
～街頭犯罪発生件数の画期的減少をめざして～

はじめに

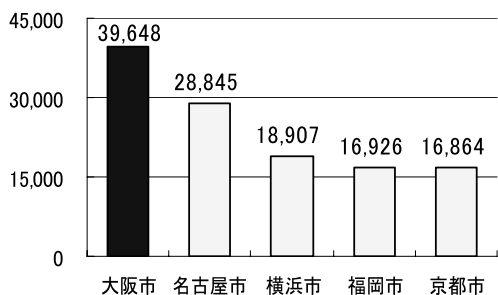
大阪市は、政令指定都市の中でも犯罪発生件数が最も多く、平成20年中の全刑法犯認知件数は82,575件で第2位の名古屋市（57,857件）を大きく引き離している（両数値とも確定値）。

中でも街頭犯罪（ひったくり、路上強盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらいの8種）の発生件数が多く、同年中の街頭犯罪認知件数は39,648件に上り、政令指定都市中第2位の名古屋市（28,845件）を大きく引き離してワースト1の状況にある（両数値とも確定値）。

刑法犯認知件数ワースト5



街頭犯罪認知件数ワースト5



大阪市のこれまでの取組

平成14年4月、大阪市は「大阪市安全なまちづくり条例」を施行し、同年12月に「大阪市安全なまちづくり基本計画」を策定した。同基本計画では市民

に自主的な防犯の取組を促す一方、本市の取組として知識の普及・啓発活動の推進、犯罪防止に配慮した都市環境づくりの推進、学校園等における安全（防犯）対策などの推進を図ってきた。その結果平成20年には、犯罪発生件数がピークであった平成13年に対し全刑法犯で約39%、街頭犯罪で約48%減少した。

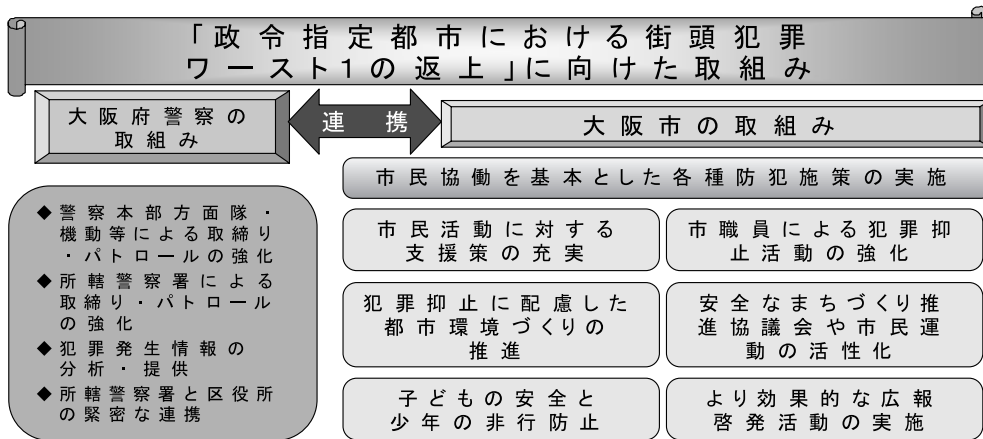
しかし、平成20年では大阪市は政令指定都市の中で街頭犯罪発生件数ワースト1の状況にあり、同年に実施した市政モニターアンケートでは約80%の市民が犯罪被害に遭う不安を感じている。また市民活動も一部のボランティアのみで市民全体の運動とはなっていない等の問題もあり、防犯対策を市民全体の運動として盛り上げ、犯罪発生件数を画期的に減少させることが喫緊の課題となっている。

大阪市の新しい取組

こういった経過の中、本市は平成20年9月に「大阪市地域安全対策本部」を設置し、「街頭犯罪発生件数ワースト1の返上」を目標に掲げ、大阪府・大阪府警察との緊密な連携の下、平成21年度から市民との協働による地域防犯対策を本格的に推進している。

具体的には全区対象事業として、防犯カメラ設置費用の一部補助、青色防犯パトロール活動（青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロール）に必要な装備品の支給や活動経費の一部補助、また防犯ボランティアのボランティア保険への加入促進に向けた支援などを行っている。

また今回の取組では、特に集中した防犯対策を進めるため東淀川区・東住吉区・平野区を「地域安全対策推進モデル区」（以下「モデル区」）に選定し、重点的に防犯対策を実施している。モデル区では各区役所に防犯サポーターとして警察OBを配置し、



各警察署と本市との緊密な連携を図りながら、地域住民による青色防犯パトロール活動の活性化や防犯教室の開催など、市民の自主防犯活動をサポートしている。

モデル区事業ではこのほか、青色防犯パトロール車両の支給、駐車場・コンビニエンスストア・ガソリンスタンドに設置される防犯カメラの設置費用の一部補助、また防犯ボランティア活動団体への市営住宅の空き住戸の無償貸与など、様々な市民の防犯活動に対する支援充実を図ってきているところである。

市民支援を充実させる一方で、本市も道路照明等の増設や駐輪場への防犯カメラ設置、夜間の青色防犯パトロールを実施するとともに、職員自ら既存公用車を利用した青色防犯パトロール活動を開始するなど、市域全体での防犯機運の向上に取り組んでいる。

市民支援を充実させる一方で、本市も道路照明等の増設や駐輪場への防犯カメラ設置、夜間の青色防犯パトロールを実施するとともに、職員自ら既存公用車を利用した青色防犯パトロール活動を開始するなど、市域全体での防犯機運の向上に取り組んでいる。

市民協働による防犯対策

市民協働を基本として施策を進めるにあたり、区役所は各種防犯事業の申請・相談窓口となる一方、地域特性に応じた防犯事業を企画立案し、各種地域団体等と協力して街頭キャンペーンや防犯講習会を実施するなど、最前線の役割を担っている。

大阪市の行政区は他の政令指定都市と比べ規模が小さいため市民ニーズにきめ細やかな対応が可能であるとともに、交通機関や商業施設などの立地状況



7月15日（水）北新地（北区堂島）で行われた「北新地パレード」。パレードには地域振興会、北新地社交料飲協会や天満防犯協会など多くの住民・事業者が北区役所、天満警察署とともに参加し、北新地の安全・安心なまちづくりを訴えた。



中央区では7月31日（金）に大阪府南警察署前にて「大阪心斎橋ロータリークラブ」、8月3日（月）に南大江公園にて「東警備業防犯協議会」の青色防犯パトロール隊出隊式を行った。

や歴史など地域性が豊かであり、各区では地域から寄せられる様々な要望に見合う事業が展開されている状況である。このような事業展開にあわせて、市民の防犯活動に対する機運が次第に高まってきている。

おわりに

このような様々な防犯対策が実施される中、暫定値ではあるが、本市の街頭犯罪発生件数は平成21年8月末現在で22,735件となり、前年の同時期と比べ13.3%と大きく減少している。また、街頭犯罪8種のうち平成20年の「自動車盗」「自動販売機ねらい」に加えて、平成21年8月には「車上ねらい」「部品ねらい」がワースト1から脱却したところである。取組は始まったばかりである。大阪시는これから引き続き、市民協働による地域防犯対策を推進することによって、政令指定都市中街頭犯罪発生件数ワースト1を返上し、誰もが安心して暮らせる大阪の実現をめざしていく。